

淡路市下水道事業経営戦略（概要版）

（令和4年度～令和13年度）

第1章 経営戦略の概要

下水道事業を取り巻く経営環境は、過去に整備した施設の老朽化により改築・更新が増加する一方で、人口減少等により収入の減少が見込まれ、厳しさを増しつつあります。また、下水道事業は、官公庁会計方式による会計を行っていたため、施設の老朽化や資金状況等の経営状態の把握・分析が困難であるという課題を抱えていました。

これらの課題を解消するため、本市では、より健全で効率的な経営を行っていくことを目的とし、平成29年3月に「淡路市下水道事業経営戦略」を策定しました。また、平成31年4月に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の一部を適用し、公営企業会計へ移行することにより、資金の流れや資産・負債が明確になり、財政状況を正確に把握することができるようになりました。

本経営戦略では、平成29年度から令和3年度までの取組を検証し、今後10年間の経営戦略を見直しました。今回の見直しに当たっては、「淡路市下水道事業運営協議会」を開催し、ご参加いただいた関係者及び市民に、様々なご意見をいただき、反映させています。

第2章 淡路市下水道事業の概要

1. 下水道事業の概要

事業の概要を表2.1に示します。浄化センターは7箇所あり、下水道管路の延長は全体で382km（R02現在）です。供用開始から約20年が経過しています。

農業集落排水は、R05に特定環境保全公共下水道に統合し、経費の低減化を図ります。

表2.1 事業の概要（令和2年度末）

項目	公共	特環	農集
1. 建設事業開始年月日	H06.3.1	H06.3.1	H10.9.1
2. 供用開始年月日	H10.3.31	H11.3.31	H15.2.17
3. 法適用年月日（地方公営企業法適用）	H31.4.1		
4. 施設及び業務			
（1）行政区域内人口（人）（A）	16,451	15,636	1,356
（2）現在処理区域内人口（人）（B）	13,148	12,749	1,356
（3）下水道処理人口普及率（％） （B／A）	79.9	81.5	100.0

※コミブラを除く。

2. 下水道使用料

現在の下水道使用料体系を表2.2に示します。

下水道使用料は、基本使用料と従量使用料の二部使用料制を採用しています。

表2.2 下水道使用料体系（税込）

種別	基本使用料	従量使用料（円）（使用水量1㎡につき）				
一般汚水	使用水量 10㎡まで	使用水量 11～30㎡	使用水量 31～50㎡	使用水量 51～100㎡	使用水量 101㎡以上	
	1,562円	176円	198円	231円	264円	
浴場汚水	—	1㎡当たり99円				
臨時汚水	—	1㎡当たり264円				
開発汚水	※	基本使用料に係る排水量を差し引いた水量 1㎡当たり264円				

※計画汚水量30日分の1/2の水量1㎡当たり209円

島内2市と県内類型団体の下水道使用料は、表2.3に示します。

表2.3 下水道使用料の他市との比較(税込)

水量	洲本市	南あわじ市	淡路市	加東市	市川町
0 m ³	990 円	1,200 円	1,562 円	1,056 円	2,090 円
10 m ³	1,210 円	1,200 円	1,562 円	1,441 円	2,090 円
20 m ³	2,530 円	2,750 円	3,322 円	3,146 円	3,740 円
50 m ³	6,930 円	7,810 円	9,042 円	10,010 円	9,350 円

第3章 現状評価と課題

本市の下水道事業の現状や課題等を把握するため、施設管理や経営状態について分析を行い、その結果と将来の事業環境を踏まえた今後の対策について、図3.1に示します。

分類	項目	対策
下水道整備の推進	①下水道処理人口普及率	効率的かつ効果的な事業の推進:普及率向上に努めます。
適切な維持管理	②有形固定資産減価償却率	適切な維持管理計画:実際の老朽化率を算出し、適切な維持管理を行います。
施設の効率性	③有収率	効率的施設運営:不明水対策のため、定期的にマンホール調査を行います。
収益性	④汚水処理原価 ⑤使用料単価 ⑥経費回収率 ⑦経常収支比率	効率的かつ効果的な事業の推進:令和4年度に下水道事業全体計画の見直しを行います。 民間活力の活用:包括的民間委託を行い、最小限のコストで最大限の効果が得られる事業運営を実施します。 コスト縮減:計画的な保守点検による故障の未然防止に努めます。また、より効率的な委託の方法を検討します。
組織	⑧職員給与費対営業収支比率	適正な定員管理:限られた職員の適正な配置に努めます。 組織の活性化と人材育成:組織として高い水準の技術力を保持できるように、技術の継承に努めます。
財源	⑨流動比率 ⑩自己資本構成比率 ⑪処理区域内人口1人当たり地方企業債残高	企業債残高の減少:一般会計からの基準外の繰入金との財源バランスを考慮しながら、資本費平準化債の発行額を抑制し、企業債残高の減少に努めます。

図3.1 課題と対策

第4章 将来の事業環境

今後、下水道使用料は、有収水量の減少に伴い、徐々に減少する見通しです。令和3年度予算の下水道使用料収入は、507百万円と見込んでいますが、計画期間の最終年度である令和13年度では484百万円まで減少する見通しです。

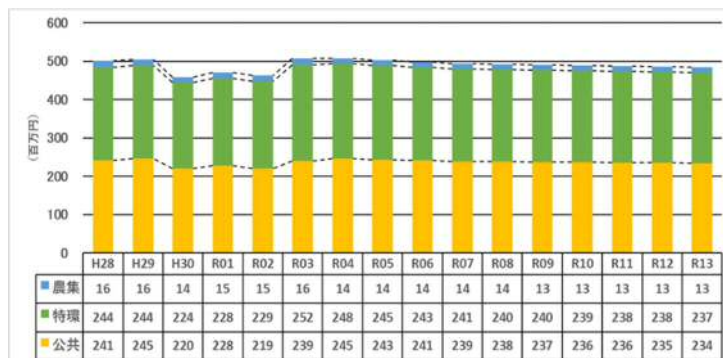


図4.1 下水道使用料(税抜)の見通し

第5章 経営の基本方針

1. 経営理念

本市の生活排水処理率は、県(98.9%)及び全国平均(92.1%)に満たない状況ですが、人口動向や地域の実情に応じて下水道計画区域等を見直し、効率的な下水道整備及び合併処理浄化槽の設置を促進します。

2. 経営の基本方針

経営の基本方針を図5.1に示します。

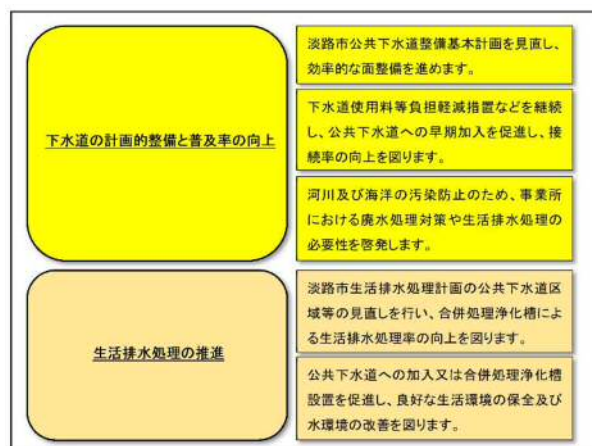


図5.1 経営の基本方針

第6章 投資・財政計画

(1) 一般会計繰入金の見通し

令和6年度までは、1,089百万円の繰入金が見込めますが、令和11年度以降は、下水道事業が供用開始から30年を超えることから、「高資本費対策に要する経費」に対する交付税措置が段階的に減少するため、令和13年度に、622百万円まで減少します。

現在、基準内繰入金以外に基準外繰入金を計上し、令和10年度までは、これまでの実績に基づき、基準内外含めて1,500百万円の繰り入れを見込んでいますが、令和11年度以降からは、段階的に縮減していく予定です。

(2) 経常損益の見通し

「高資本費対策に要する経費」に対する交付税措置が段階的に縮減していく影響により、令和11年度以降は、純損失へと転じる見通しです。下水道使用料収入で賄いきれない不足分を一般会計からの繰入金(基準外)で公費負担していることから、まずは、污水处理原価の低減につながる取組を検討し、経営改善に向けた污水处理原価の推移に注視しながら、下水道使用料の適正化についても検討します。

(3) 企業債元利償還金及び企業債残高の見通し

本経営戦略の財源試算では、当年度の企業債発行額を企業債償還金の3分の2以内に設定しているため、企業債発行額は、年々減少傾向となります。また、これまでの施設整備のために借り入れた企業債の元金償還金については、令和6年度の1,959百万円をピークとして、減少します。令和11年度以降は、資本費平準化債の発行額の抑制に努めます。

(4) 現金預金残高の見通し

事業活動に必要な現金預金残高については、令和13年度に259百万円になる見通しです。健全な下水道経営を持続させるためには、今後、施設や管路の維持更新に多額の資金が必要になります。

第7章 収支ギャップの解消対策

「収支ギャップ」解消のため、下記の取組を行います。

① スtockマネジメント計画の再策定(投資の平準化)

令和元年度にストックマネジメント計画を策定しており、令和9年度までは現計画で適切な維持管理ができる見込みであるため、令和9年度に、再度、計画の策定を行い、適切な維持管理計画の策定及び投資の平準化を行います。

② 下水道事業全体計画の見直し(投資額の適正化)

平成29年度に下水道事業全体計画の見直しを行いました。令和4年度に再度、見直しを行い、より適切な建設改良費の算定を行います。

③ 農業集落排水事業の特定環境保全公共下水道事業への統合の効果

大町地区にある一般事業所の公共下水道への接続が可能となるため、収益の向上が見込まれます。また、大町浄化センターの維持管理費用の一部が削減できる見込みです。

④ 下水道使用料の適正化

令和11年度から当年度純損失が発生する見通しとなっています。市民へ安定的な下水道サービスを提供するために、適正な下水道使用料について具体的な検討をします。

⑤ 下水道使用料収入以外の収入の確保(財源の確保)

現在、本市では、下水道使用料以外の収益(再生水の販売、し尿処理手数料、太陽光発電による売電)を得ていますが、他の収益方法についても検討が必要と考えています。

第8章 経営戦略の事後検証・更新予定

本経営戦略の策定後、人口減少などの社会情勢の変化や事業の進捗状況などにより、5年後の令和8年度に、これまでの5年間の取組や投資・財政計画を検証し、今後の5年間の施策や目標値等の再設定を行います。



図9.1 PDCAサイクル